

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿智村長

市町村名 (市町村コード)	阿智村 407
地域名 (地域内農業集落名)	清内路 (市場、中、登、清水、上一区土佐、上一区堀、上二区、上三区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は平地に限られる中山間地域で、狭隘な農地がほとんどで小規模零細農家が多い。また、森林が農地に近いことから獣害が多く、耕作意欲の減退に影響を与えており、獣害対策を講じなければ当地域の農業は成り立たない。林業の衰退により未整備森林の増加は農地を狭め日照へ影響を与えている。

栽培作物は、古くは煙草や養蚕が行われていたが、現在ではみょうが7名・清内路あかね12名がJA部会員として出荷しているほか、信州の伝統野菜として、あかね、にんにく、黄いも、きゅうり、カボチャの5種類が登録されており、伝承と種の保存を目的として清内路伝統野菜保存会が組織され、空き農地を活用し種の採取に取り組んでいる。

農地の状況としては人口の減少に伴い、村外の家族が相続することが増加し、放置される農地が多い。地域外の担い手へ依頼するには農地が少なく、残された農地を将来に引き継ぐために今後も検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域にとって大事な伝統野菜の伝承を主体に、にみょうがや伝統野菜など量は少ないが良質で希少価値の高い特産物が多いので、希少価値を生かして販路を拡大していく。

伝統野菜を使った商品開発が進められ清内路かぼちゃビールやあかねリキュールなどが開発された。さらなる商品開発を進め伝統野菜を使った6次産業化を図ることで、生産意欲を増進し生産者の増加につなげる。

伝統野菜の種の採取のためには一定の栽培面積が必要であるため荒廃地を活用し栽培面積の拡大を図る。保存会を中心に栽培者を拡大し後継者や担い手の増を図っていく。

全国的に温暖化が進み農作物に影響をあたえているところであり、当地域の冷涼な気候を活かし新たな農作物を検討していく。

耕作されなくなりそうな農地は事前に、農地集落支援員に入ってもらい関係者が担い手を決めていく。
村の補助金は販売農家に限定され、家庭菜園や自家用野菜の栽培者には恩恵がないので支援を求めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で概ね10年後も農業上の利用が行われる区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

中間管理機構を活用し担い手への集積集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りや売買は、事前に農業委員会や農地集落支援員に相談し、原則として中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手の意向を確認し可能なところは基盤整備や農道の整備を進め耕作条件を整えた上で、さらに近隣の農地の集積・集約化を図る。

集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった区域から取り組みに向けての検討を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、希望者には、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、農業委員会、村、JA、産業振興公社、長野県とも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

集落での平時の話し合いや情報交換などにより、可能なところから取り組みに向けての検討を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①大規模防護柵が部分的に整備されているが、鳥獣害被害は、増加する一方であり、耕作意欲は低下するばかりで、鳥 獣被害防止対策を、解決しなければ当地域の農業は立ち行かない。鳥獣害対策を村が行うよう求めている。

⑨村の農業者に対する補助事業は数多くあるが、販売農家に限ったものであり自家用野菜を営む農家へは支援がない。地域農業の嵩上げを図るため、補助事業のあり方について関係機関へ求めている。